

令和3年度第1回総合教育会議次第

日 時 令和3年11月4日(木) 午前10時45分～
場 所 ひかりプラザ2階 203・204号室

1 開会

2 協議・調整事項

(1) コロナ禍における教育の現状と今後の在り方について

…資料1-1 学務課
…資料1-2 学校指導課

(2) 成年年齢引下げを踏まえた対応について

…資料2-1 経済課
…資料2-2 学校指導課

3 その他

4 閉会

市立小・中学校児童・生徒の新型コロナウイルス感染状況等について

1. これまでの経過について

○令和2年3月2日から3月25日まで臨時休業

令和2年2月27日の政府第15回新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣から感染拡大を防ぐため、全国の小・中学校等の臨時休業の要請表明があり、市立小・中学校の臨時休業を決定しました。

○令和2年3月26日から4月5日 春季休業

○令和2年4月6日から5月6日まで臨時休業

都内において、陽性患者が急激に増加し、感染経路の分らない者が増えているなど感染拡大の局面にあり、東京都教育委員会では都立学校を春季休業の終了日の翌日から5月6日まで臨時休業を決定しました。市区町村教育委員会に対して、感染拡大防止の取組への協力を強く要請があり、同日程での臨時休業を決定しました。

○令和2年5月7日から5月31日まで臨時休業延長

「緊急事態宣言」の延長に伴い、臨時休業の延長を決定しました。

※5月25日「緊急事態宣言」解除

○令和2年5月28日から学校再開に向けた分散登校を開始しました。

この後は、「緊急事態宣言」が発出されるも、市立小・中学校において感染拡大防止対策を徹底しながら教育活動を継続し、臨時休業することなく、現在に至っております。

■新型コロナウイルス対策を踏まえ、令和2年度内に GIGA スクール構想の実現に伴う国分寺市学校教育 ICT 環境整備計画の前倒しを実施し、児童生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを整備し、令和3年度から活用開始しております。

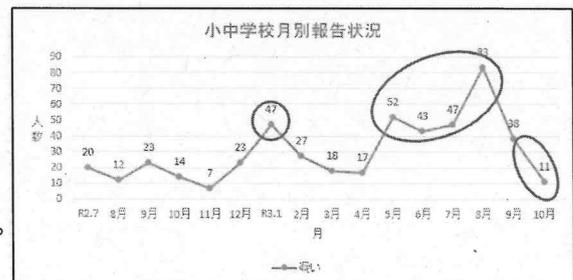
2. 児童・生徒の新型コロナウイルス感染状況について

令和2年度は、感染の疑いのある児童・生徒^{※1}の報告数について、月平均約20件で、最も多い月としては、2回目の「緊急事態宣言」が発出された令和3年1月の47件でした。感染者の数も1月と2月が最も多い月となっております。

令和3年度に入り、ゴールデンウィーク明けの5月中旬から感染の疑いのある児童・生徒の報告数が多くなり、一旦は減っていくものの、2学期が始まる夏季休業明け直前から急激に増えました。この頃、感染力の強いデルタ株への置き換わりが報道されていることから急増したことが推察されます。

9月中旬から感染の疑いのある児童・生徒の報告数も減り始め、9月は8月の半分以下まで少なくなっております。

緊急事態宣言も9月30日で解除となり、現在は、感染の疑いのある児童・生徒の報告数も殆ど無い状況ですが、各学校では「3つの密」の回避、正しい手洗いや咳エチケットなどの感染防止対策を徹底する必要があります。



*令和3年10月20日現在

※1 感染の疑いのある児童・生徒とは、児童・生徒本人及び御家族（同居人等）が体調不良でPCR検査受検等のため学校を欠席した場合や児童・生徒本人及び御家族が濃厚接触者となり学校を欠席した場合などで保護者から学校に報告のあった件数。

市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

1. 学校における感染防止対策の徹底について

市教育委員会では、2学期を開始するにあたり、各学校に、感染防止対策の一層の徹底を図ることを周知するとともに、始業式の前に、感染防止対策について教職員全体で再度見直すことを指示してきました。具体的には、下のようなチェック項目を全校に示し、留意事項を一つひとつ確認できるようにしました。

チェック項目の例と学校の対応

【児童・生徒への指導】

□感染症基本行動3か条（「3つの密」を避ける、正しいタイミングと正しい方法で手洗いを
する、咳エチケットを徹底する）について指導しましたか。



座席の間隔を空けて、密を避けています。



音楽の授業では、リズムダンスの活動を取り入れています。

【保護者への協力依頼】

□登校前に、マスクを着用させるよう依頼しましたか。

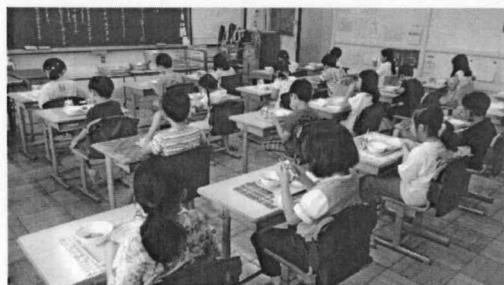
※ただし、個別の事情がある場合には、別途、丁寧な対応が必要となります。



朝のあいさつ運動の様子。
登校時からマスクを着用して、元気にあいさつをしていました。
※マスクの着用が難しい児童については、保護者と相談の上、個別に対応をしています。

【感染防止に向けた校内の体制整備・教職員への周知】

□学校給食の実施にあたり、実施内容や方法を工夫したうえで、感染防止のための工夫を行いましたか。



全員が前を向き、黙って給食を食べています。

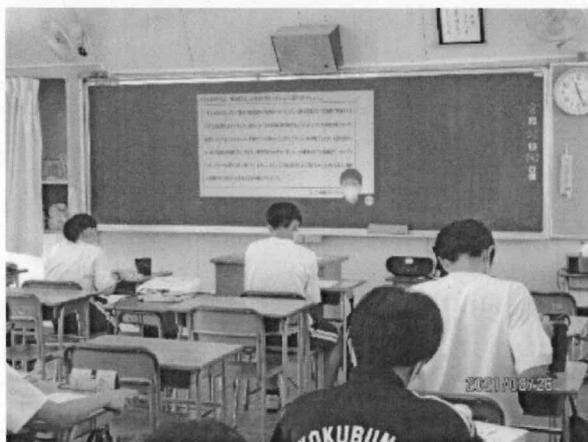


牛乳パックの片づけは、教員が行っています。

2. タブレットを活用したオンライン授業等の実践について

各学校では、2学期の開始と同時に、GIGA スクール構想で導入したタブレットの積極的な活用を進めています。

令和3、4年度国分寺市研究推進校である第四中学校では、2学期始めの5日間を活用し、家庭からでも授業に参加できる、オンライン授業に取り組みました。当日、学校に登校して自分の教室で参加するか、家庭で参加するかについては、家族や自分の体調等を考慮し、各家庭で判断していただきました。実施してみることで見えてきた、生徒の学習状況の把握の難しさや長時間実施した時の生徒への影響等の課題については、校長連絡会等で情報共有を図り、各校の実践に生かせるようにしました。



授業者がタブレットの前に座り、内側のカメラに向かって話しながら授業を進めていました。



黒板の前で通常同様に授業を進め、それを他の教員がビデオカメラで撮影する方法で行っていた学年もありました。

3. 感染予防等により登校できない児童・生徒への対応について

各学校では、感染予防等により登校できない児童・生徒について、個別の事情を踏まえた対応が図れるよう、以下に示すような支援を、保護者と相談しながら行っています。

支援方法の例と成果

(1) 小学校の例

- 板書を毎時間画像として残し、それを Teams (※1) に毎日アップしている。また、それをもとに、週2回程度、担任が Teams で説明したり、児童から質問を受けたりしている。
- まなびポケット (※2) を活用して学習課題を提示し、電話で児童と連絡をとっている。
- Teams を活用して、定期的に教科をある程度絞って教室の授業をそのまま配信している。

(2) 中学校の例

- Teams を活用して、教室の授業をそのまま配信している。
- 分からない問題等について Teams を使って、放課後に質問できるようにしている。
- 担任が、毎日、本人と電話で話をしている。

※Teams…Microsoft Teams のこと。オンライン会議やファイル共有など、教師と子ども、子ども同士をつなぐコミュニケーションツール。

※まなびポケット…令和2年5月から導入している学習支援コンテンツのこと。教員と子どもがメッセージをやりとりしたり、クラスでファイルを共有したりすることができる。

成年年齢引下げに伴う消費者教育の取組について

1. 成年年齢引下げに伴う消費者施策の位置付け

平成30年6月の民法改正に伴い、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。これまで18歳及び19歳の者も対象としていた未成年取消権が適用されなくなるなど、成年として契約の責任を果たすことが求められています。

また、平成24年に施行された「消費者教育の推進に関する法律（消費者教育推進法）」第5条において、地方公共団体は、消費者教育の推進に向けて、消費生活相談室、教育委員会その他の関係機関が連携し、社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされています。

さらに、同法に基づく「消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年閣議決定、平成30年変更）」により、消費者庁や文部科学省など4省庁が合同で小学校から大学等までの「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を推進しています。

このような状況を踏まえ、本市においても、学齢期からの消費者教育を今後更に充実していく必要があります。

2. 若年者の契約トラブルの主な事例

オンラインゲーム、定期購入（健康食品等）、美容医療、もうけ話（情報商材、マルチ商法等）、架空請求など

《若者の商品・サービス別相談件数》

（出典：令和3年度版消費者白書）

図表1-1-3-9 若者の商品・サービス別上位相談件数（2020年）

| | | 男性 | | | | | |
|----|---------------|--------|------------|--------|-------------|--------|-------|
| | | 15-19歳 | | 20-24歳 | | 25-29歳 | |
| 件数 | | 件数 | | 件数 | | 件数 | |
| 1 | 脱毛剤 | 9,577 | | 21,042 | 1,402 | 18,481 | 1,546 |
| 2 | 他の健康食品 | 799 | 商品の健康食品 | 1,078 | 結婚式 | 985 | |
| 3 | オンラインゲーム | 659 | 貸貸アパート | 1,056 | 商品一般 | 954 | |
| 4 | 他のデジタルコンテンツ | 507 | 出会い系サイト | 833 | フリーローン・サラ金 | 831 | |
| 5 | 商品一般 | 419 | 他の内職・副業 | 818 | 他のデジタルコンテンツ | 744 | |
| 6 | アダルト情報サイト | 367 | 役務その他サービス | 682 | 普通・小型自動車 | 520 | |
| 7 | 出会い系サイト | 348 | フリーローン・サラ金 | 677 | 出会い系サイト | 452 | |
| 8 | 役務その他サービス | 187 | 他の健康食品 | 543 | モバイルデータ通信 | 390 | |
| 9 | デジタルコンテンツ(全般) | 177 | 普通・小型自動車 | 531 | 他の健康食品 | 377 | |
| 10 | 貸貸アパート | 167 | 電気 | 517 | 役務その他サービス | 360 | |

| | | 女性 | | | | | |
|----|---------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------|
| | | 15-19歳 | | 20-24歳 | | 25-29歳 | |
| 件数 | | 件数 | | 件数 | | 件数 | |
| 1 | 他の健康食品 | 2,894 | 他の健康食品 | 24,915 | 1,941 | 22,023 | 1,771 |
| 2 | 他のデジタルコンテンツ | 506 | 他のデジタルコンテンツ | 1,677 | 他の健康食品 | 1,368 | |
| 3 | 商品一般 | 392 | 脱毛エステ | 1,228 | 商品一般 | 1,090 | |
| 4 | 健康食品(全般) | 377 | 貸貸アパート | 1,161 | 他のデジタルコンテンツ | 966 | |
| 5 | アダルト情報サイト | 269 | 商品一般 | 1,123 | 結婚式 | 920 | |
| 6 | 脱毛剤 | 235 | 出会い系サイト | 1,103 | 出会い系サイト | 611 | |
| 7 | 出会い系サイト | 234 | 他の内職・副業 | 796 | 脱毛エステ | 484 | |
| 8 | 健康食品 | 166 | 役務その他サービス | 502 | スポーツ・健康教室 | 462 | |
| 9 | デジタルコンテンツ(全般) | 164 | 電気 | 446 | フリーローン・サラ金 | 389 | |
| 10 | 紳士・婦人洋服(全般) | 150 | 医療サービス | 422 | 他の内職・副業 | 344 | |

黄色 : デジタルコンテンツ 黄緑色 : 一人暮らしがきっかけとなり得るもの
 緑色 : 借金に関するもの 青色 : 自動車に関するもの ピンク色 : 美容に関するもの

(備考) 1. FPC-NETに登録された消費生活相談情報（2021年3月31日までの登録分）。
 2. 品目は商品キーワード（小分類）。
 3. 色分けは相談内容の傾向を消費者庁で分類したものを。

3. 国分寺市における消費生活相談の状況

(1) 年度別の相談件数

| 年 度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
|------|------|------|------|-----|-----|
| 相談件数 | 579 | 496 | 779 | 710 | 801 |

(2) 相談件数上位の相談内容

| 順位 | 商品・役務分類 | 2年度 (件) | 元年度 (件) | 対前年度比 | 主な内容 |
|----|---------------|------------|------------|--------|----------------------------------|
| 1 | 商品一般 | 90 | 104 | 86.5% | 代金の内容が不明な請求, 不審な電話・メールなど |
| 2 | 放送・コンテンツ等 | 80 | 46 | 173.9% | 副業サイト, 出会い系サイトなど |
| 3 | 役務その他 | 44 | 47 | 93.6% | 不動産仲介サービス, 廃品回収, 家庭教師・塾など |
| 4 | 健康食品 | 35 | 27 | 129.6% | 健康食品・サプリメントに関する契約など |
| 5 | インターネット通信サービス | 33 | 16 | 206.3% | インターネット回線, プロバイダー契約など |
| 6 | レンタル・リース・貸借 | 31 | 39 | 79.5% | 賃貸アパートの修理費や敷金の返金など |
| 7 | 修理・補修 | 31 | 29 | 106.9% | 蛇口の修理, トイレのつまりなど |
| 8 | 工事・建築・加工 | 27 | 33 | 81.8% | 新築, 増改築, 塗装工事など |
| 9 | 移动通信サービス | 22 | 17 | 129.4% | 携帯電話・スマートフォン等の通信料, モバイルデータ通信契約など |
| 10 | 相談その他 | 19 | 14 | 135.7% | 慣習, しきたりなど |

(3) 国分寺市における若年者の相談事例（未成年）

事例①…健康サプリを1回だけお試しのつもりで申し込んだが, 高額の定期購入であった。

事例②…親の承諾を得ずにネット通販で医薬部外品を購入していた。

事例③…スマートフォンのオンラインゲームで80万円ほどの高額課金をスマホ決済サービスで払っていた。

4. 成年年齢引下げを見据えた26市の主な取組内容（令和2年度）

※複数回答

| 取組内容 | 自治体数 | 国分寺市 |
|--------------------|------|------|
| 本人への啓発物の配布 | 12 | ○ |
| 本人への出前講座の実施 | 5 | ○ |
| 広報紙による啓発 | 3 | - |
| ホームページ・ポータルサイトへの掲載 | 2 | - |
| 教職員・保護者への出前講座の実施 | 2 | - |
| 教職員・保護者への啓発物の配布 | 2 | - |
| 実施していない | 9 | - |

5. 国分寺市の消費者教育の取組

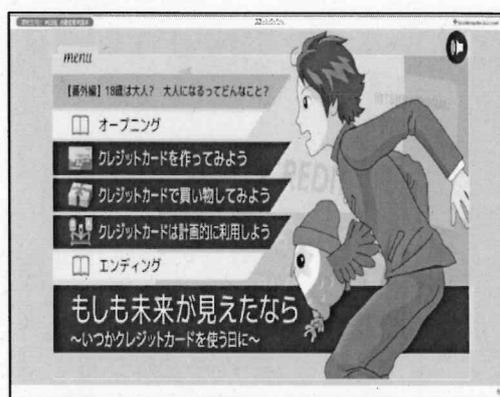
『国分寺市ビジョン後期実行計画』施策30「消費生活」の中心事業に「学齢期等消費者教育実施事業」を位置付け、消費者教育の取組を展開

(1) 市消費生活相談員による出前講座

【テーマ】：契約トラブル事例や注意点、その他希望内容による

【対象者】：①児童・生徒向け ②教職員向け ③保護者（PTA等）向け

(2) 教材の提供・配信（Web・DVD・リーフレット等）



(3) 東京経済大学が作成したDVDの提供

(4) 令和3年度東京都消費者啓発員（コンシューマー・エイド）による出前講座

| 実施日 | 学校 | 内容 |
|--------|-------|---------------------------|
| 9月9日 | 第十小学校 | 買い物名人になろう ※中止 |
| 11月30日 | 第八小学校 | 発酵食品を知ろう ※中止 |
| 1月15日 | 第五小学校 | のみものの甘さくらべ（オンライン） |
| 1月26日 | 第一小学校 | インターネットやSNSのトラブル防止（オンライン） |
| 2月～3月頃 | 第三小学校 | お金の使い方「見えないお金のトラブル防止」 |
| 3月頃 | 第四中学校 | 賢い消費者になるために |
| 検討中 | 第二小学校 | 買い物名人になろう |

(5) 東京都消費者教育コーディネーターによる支援 ※令和4年度開始

東京都消費者教育コーディネーターが、希望する学校の消費者教育実施に係るワンストップの相談窓口となり、消費者教育コンテンツ（学校向け教育教材、出前講座など）を利用しやすいように調整します。

成年年齢引下げを踏まえた対応について

1. 成年年齢の引下げと教育の動向

民法が定める成年年齢を引下げると、18歳に達した者は、一人で有効な契約をすることができ、また、父母の親権に服さなくなることとなります。また、改正法では、女性の婚姻開始年齢（結婚することができるようになる年齢）についても見直しをしています。

このことに伴い、学校教育においても消費者教育等の充実を図ることが求められています。

令和2年度から順次全面実施となった学習指導要領でも、消費者に関する教育は現代的な諸課題に関する教科横断的な教育内容として整理されています。その中では、社会科、家庭科、技術・家庭科、特別の教科 道徳における系統的な指導が示されています。加えて、高等学校では公民科に「公共」が新設され、その中でも消費者教育の充実が図られています。

消費者に関する教育の内容

| | 社会科 | 家庭科 | 特別の教科 道徳 |
|-----|--|--|---|
| 小学校 | 第3学年 ◆販売の仕事に関する学習 第4学年 ◆廃棄物の処理に関する法や決まり 第5学年 ◆農業や水産業、工業生産、産業と情報の関わり | 第5・6学年 ◆買物の仕組みや消費者の役割（売買契約の基礎） ◆身近な物の買い方、選び方、情報の活用 ◆環境に配慮した生活 | 第1・2学年 ◆約束や決まりを守り、みんなが使うものを大切に。等 第3・4学年 ◆約束や社会のきまりの意義を理解し、守る。等 第5・6学年 ◆法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切に、自他の権利を大切に、義務を果たす。等 |
| 中学校 | 社会科 【公民的分野】第3学年 ◆契約の重要性やそれを守ることの意義 ◆消費生活や経済活動の意義 ◆個人や企業の経済活動における役割と責任 ◆消費者の自立の支援なども含めた消費者行政 ◆法の意義の理解 | 技術・家庭科 【家庭分野】 ◆金銭の管理と購入 ・購入方法や支払い方法の特徴 ・売買契約の仕組み、消費者被害 ◆消費者の権利と責任 ◆消費生活・環境についての課題と実践 | 特別の教科 道徳 ◆望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。 ◆法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよいあり方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努める。 |

2. 今後求められる資質・能力

今後は、正しい知識を身に付けた上で、その知識を生かして働かせる資質・能力を育むことが求められます。

民法改正により、18歳の段階で契約行為等ができるようになる代わりに、その責任の重さも認識できるようにしていくこと、権利と義務に関する教育について、発達段階に応じて指導していくことが重要です。

例えば、道徳科の中では「自他の権利を大切に、義務を果たすこと」を小・中学校で系統的に学ぶようになっています。このような授業を行う際にも、教員は現在の社会的な動きを注視しながら、より丁寧に指導をしていく必要があります。

道徳科での例

小学校 第5学年

- ◆ 規則の尊重
「これって『けんり』？ これって『ぎむ』？」

【教材の内容】

(1) 権利と義務についてクイズ形式で考える。

【例】あなたが友達に本を貸してあげたとする。それを返してほしくなったら、「返して。」と言うのはあなたのアで、友達には返すイがあるんだ。
※ アとイに、「けんり」か「ぎむ」を入れる。

(2) 学芸会の役割決めに関する教材文を読んで、話し合う。

道徳科で学ぶ初めての権利と義務に関する学習。権利と義務についてクイズ形式で考えた後に、教材文を読んで、学級での権利と義務について考えます。

中学校 第1学年

- ◆ 遵法精神・公德心
「選手に選ばれて」

【教材の内容】

体育祭のクラス対抗リレーの選手を学級会で決めた際に、最高点で選ばれたAくん。

しかし、Aくんは、「今年は絶対に出ない。」と言う。Aくんは、成績が下がってきて、陸上部を辞めていた。

選挙で選ばれた以上、Aくんには出場する義務がある、と言うみんなと、自分の勉強の遅れはどうなるのか、勝手に選んで出る、と言うのは一種の暴力ではないか、というAくん。結論が出ないまま、学級会は終わった。

「学級の一員としての義務」と「選手にならない権利」について、自分との関わりで考えを深めます。